

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：道岡建設工業株式会社
業者の住所：大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201
2. 競争参加停止措置期間：2021年 6月11日～2021年 7月22日
(6週間)
3. 事 実 概 要：
道岡建設工業株式会社は、羽曳野市発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したとして、2021年1月20日、大阪府から建設業法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を受けた。
4. 競争参加停止措置理由：
道岡建設工業株式会社が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	